

三郷町女性の専門職資格取得助成金のご案内

子育て中の女性の就労やキャリアアップを促進し女性の活躍する社会の実現を目指すため、就労のために取得した資格等に必要となった費用の一部を助成します。

助成金額

助成対象経費（入学金、授業料（教材費も含む）、受験料）の2分の1（上限5万円）

※千円未満切捨て ※1人1度のみの申請

※教育訓練給付金を受けた方は、受験料のみ対象

対象者

対象資格（令和3年4月1日以降に取得したもの）の取得日時点で次のいずれにも該当する方

- ①町内に住所を有する女性の方
- ②18歳以下の子を養育している方
- ③労働基準法第10条に規定する使用者でない方
- ④離職中の方又は非正規雇用で就労している（ひとり親家庭においては正規雇用形態も可）
- ⑤町税等を滞納していない方
- ⑥他助成金等を受けていない・受ける予定が無い方（教育訓練給付金を除く）

対象資格

介護福祉士や看護師、保育士などの厚生労働大臣が指定する教育訓練講座で取得可能な国家資格、公的資格、民間資格など

申請方法

資格取得日から**6か月以内**に「**交付申請書**」に下記の必要書類を添えて、こども未来課に提出して下さい。（※事前にこども未来課までお問合せ下さい。）

- ①資格取得を証明する書類（免許証、修了証など）
- ②18歳以下の子を養育していることが分かる書類（母子手帳、健康保険証など）
- ③資格の取得に係る入学金、授業料、受験料などの経費が確認できる書類
- ④教育訓練給付金の支給を受けたことが分かる書類（※支給を受けた方のみ）
- ⑤就労状態が分かる書類（雇用証明書、離職票など）
- ⑥町税を滞納していないことが分かる書類（※町で納税状況確認ができる場合は省略可）
- ⑦ひとり親であることが確認できる書類（※正規雇用形態である場合のみ）
- ⑧その他町長が必要と認める書類

注意点

以下の費用は助成対象経費の対象外となります。

1. 通学や受験のための交通費や宿泊費、独自に購入した参考書、パソコン等機器の費用などの独自購入物等の費用
2. 雇用主など、補助対象者でない者が支払った費用
3. 資格の登録に係る講習費、登録料及び更新手数料

問合せ先 三郷町役場こども未来課 ☎0745-43-7322 FAX0745-31-0660
勢野西1-2-1（福祉保健センター内）受付時間：平日8：30～17：15